

## 第7章 方法書に対する意見 及び事業者見解

## 第7章 方法書に対する意見及び事業者見解

### 7.1 方法書に対する住民意見と事業者見解

環境影響評価方法書に対する住民意見は、14名の方から合計31通提出された。

意見書1通につき、複数の意見が出されたケースもあるため、意見数としては計53となった。

表7.1-1に、提出された意見の分類別意見数を示した。

最も意見が多かった分類としては「事業特性」についてであり、次いで「環境影響評価項目の選定」についてであった。

住民意見及び事業者見解を表7.1-2に示す。

表 7.1-1 住民意見の分類別意見数

分類	意見数
事業特性	13
環境影響評価項目の選定	7
大気質、騒音、振動	5
悪臭	1
水質	4
地下水の水位及び水質	6
地形及び地質	6
陸生動物、陸生植物、生態系	3
温室効果ガス	2
環境影響評価全般	1
環境影響評価手続き	5
合計	53

表 7.1-2(1) 住民意見と事業者見解（事業特性）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
1	2	<p>鉄筋コンクリート構造の貯留構造＋二重遮水シートで浸出水が漏水することのない構造にすると云っているが、</p> <p>①電極から電線の直径が数 mm 程度で断線が生じやすい。</p> <p>②浸出液によって電極の腐蝕が問題。</p> <p>③損傷が2ヶ所以上あると位置が特定出来ない。断線したシート下面の線電極は変換できない。</p> <p>沢山ある策の中から選んだにも関わらず、質問したところ目下考慮中とのこと。危険・危険！</p>	<p>漏水検知システムについては、現在のところ、電気式漏洩検知システムとする予定です。今後行う基本設計では、どの方式を採用するかを、詳細に検討してまいります。</p> <p>その中では、ご指摘にあります問題にも対応できるようなシステムの導入を検討してまいります。</p>
2	5	<p>基本的な考え方・応募候補地に関する地権者、及び周辺地域の理解が得られること。となっているか、何人かの人達で決めてから我々住民に知らせ、住民投票したら？ と云った所、その必要なし、と今日に至っている。そして我々の意見も最初から聞かず、どんどん先に進めているのはどうして？</p> <p>この問題は最初の出発点が間違っているのだ！</p>	<p>本市では、逼迫しつつある白銀環境清掃センターの最終処分場に代わる新最終処分場の早期建設を市の最重要課題として位置づけ、平成19年度に新最終処分場建設の候補地を旧久居・一志地域（久居、香良洲、一志、白山、美杉の各地域）を対象に公募しました。</p> <p>その際、環境影響評価方法書9ページに示す計6項目を候補地選定にあたっての基本的な考え方として設定しました。</p> <p>公募の結果、2つの自治会から計4箇所に応募がありました。学識経験者3名から構成され、公開で行った選定委員会を3回開催し、基本的な考え方への適合性を十分に検討した結果、建設地を「美杉町下之川地内」に決定したものです。</p>

表 7.1-2(2) 住民意見と事業者見解（事業特性）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
3	6	<p>土地利用上の規制の状況 1. 水源地域、2. 砂防指定地、3. 地すべり防止区域、4. 急傾斜地崩壊危険地域 まさに、この通りなのに、すべてNOと云っているの、質問したところ、それなりの建て方があるとの解答、それがどんなものか説明なし、それがどんなものか知りたし、自然の恐ろしさが解っていない！</p>	<p>対象事業実施区域については、「津市水道水源保護条例」に規定する水源保護地域に指定されておりますが、本施設は対象事業には該当しないため、同条例の適用は受けておりません。</p> <p>対象事業実施区域については、砂防指定地の指定は受けておりませんが、進入路の一部が砂防指定地に指定されているため、関係機関と協議し、適切な対応を進めてまいります。また、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定は受けておりません。</p> <p>本施設の建設に当たっては、工事の実施及び施設の設置・稼働に起因する水質汚濁、土砂災害を発生させぬよう、計画上、施工上、十分な配慮を講じてまいります。</p>
4	12	<p>森林破壊、環境汚染、CO<sub>2</sub>の問題になっているのにも関わらず全て逆行している津市、これらを何も思わず進めている、津市環境部の面々の意見を聞きたい。税金の大幅なムダでは？ もし間違っても、出来上がったとしても、何年かたつうちに、修理費、維持費のムダ遣いが上乘せされるだろう！</p>	<p>本施設の計画にあたっては、市民の皆様のお安全安心のために、必要な規格となるよう検討を進めております。</p> <p>維持費については、安全安心と経済性が両立するような内容となるよう今後検討してまいります。</p>
5	22	<p>自動車が2回ブロック塀を、門柱を1回壊されました。又、庇を擦った事故も何回かありました。相手不明の時は、責任がはいまいにならないでしょうか。大きな物損事故を防ぐ為にも、民家周辺は減速帯を設けて頂きたいと思えます。</p>	<p>工事用車両及びごみ収集車両等の関係車両の走行に当たっては、法定速度以下で走行するよう、車両の運転手に対する指導を徹底させてまいります。</p> <p>また、工事中において車道幅員が狭くなっている箇所前後に交通整理員を配置して運転手に注意を促すとともに、必要に応じて、道路管理者と協議し、交通対策を講じてまいります。</p>

表 7.1-2(3) 住民意見と事業者見解（事業特性）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
6	23	<p>地球温暖化が言われている時代に、この自然豊かな山々を切り開いて、温暖化の原因である CO<sub>2</sub>を増大させるが、他の方法が有るのではないか？ 大切な自然！！一度壊したら、もとに戻せない。</p>	<p>本施設については、本市の廃棄物行政における上位計画である「津市一般廃棄物処理基本計画」のもと、本市の廃棄物処理体系の中のごみ処理のうち埋立処理及び資源化処理に係る施設整備を行うための基本計画として位置づけられる「津市新最終処分場等施設整備基本計画」において検討してまいりました。</p> <p>逼迫しつつある白銀環境清掃センターの最終処分場に代わる新最終処分場の早期建設を市の最重要課題として位置づけ、平成19年度に新最終処分場建設の候補地を旧久居・一志地域（久居、香良洲、一志、白山、美杉の各地域）を対象に公募しました。平成19年11月から平成20年12月にかけて、学識経験者3名により構成される候補地選定委員会を経て、建設地として「津市美杉町下之川字高山、西狭間地内」に決定しました。</p> <p>本施設に係る整備計画の環境面からの妥当性は、本環境影響評価手続きにおいて審査されると考えております。また、整備計画における構造面、維持管理面からの妥当性については、三重県に提出する設置届に対する適合審査により判断されると考えております。</p> <p>さらに、本事業の環境への影響低減に努めるため、ごみ収集車両については、バイオディーゼル車両を導入するほか、効率的な収集運搬体系の検討により、走行台数の削減を検討し、温室効果ガスの削減及びコスト削減に努めます。さらに、環境影響評価方法書34ページ～36ページに示す環境保全計画を実施してまいります。</p>

表 7.1-2(4) 住民意見と事業者見解（事業特性）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
7	24	<p>大地震が起きた時の対応は「市は仕方ない」と言っておられるが、仕方ないでは済まされない。コンクリートの亀裂から有害物質の流出はないのか、全項目の水質検査を震災が起きなくても、半年に1度行うことを希望する。</p> <p>地層中やコンクリートなどのクラークが有れば、みず道を通じて処分場外へ拡散する。汚水が流れて井戸に混入すれば、飲料水の汚染による身体的被害が及ぶのではないか。毎日が不安で、たとえ微量であっても一か所に集中的に有害物質が蓄積されないのか、安心できない。</p>	<p>施設の耐震性能については、土木構造物については各種土木構造に関する設計指針、建築物については建築基準法に準拠して検討してまいります。</p> <p>最終処分場の供用時のモニタリングについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」にさだめる維持管理上の基準を遵守し、埋立地からの浸出水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができるように、最終処分場の周囲の尾根3カ所及び下流側1カ所に設置するモニタリング井戸において埋立開始前から重金属等の地下水等検査項目についてモニタリングを実施します。測定頻度については、電気伝導率及び塩化物イオンについては月1回以上、地下水等検査項目については年1回以上とします。</p>

表 7.1-2(5) 住民意見と事業者見解（事業特性）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
8	25	<p>平成21年10月7日～8日未明にかけての台風18号による当地の被害は甚大であり、中でも太作地区は記憶に新しい昭和57年豪雨禍以上の水量を想像させるものでした。</p> <p>上流にはゴルフ場も有り、更に処分場が建設されるならば、その特異な地質、軟弱、通称、底なし沼（天然の調整池の役目）、昔からの断層も有り、地球温暖化、亜熱帯化と相まってゲリラ豪雨も頻繁、広大な土地、鉄砲水は止められません。平成20年2月2日下之川説明会にて埋め立て地のコンクリートの厚さは2メートルとの事でしたが処分場施設整備基本計画では50センチと変わっている。何故か、その理由は八知センターでの説明会で遮水シートの見本をとの件は未だ未公開です。水は流さないと言うが、洗浄、散水調整池は満杯になれば流出します。遮水シートの破損はセンサーで検知修復する・・・は二ヶ所以上となれば検知不能（ピンポイント）修復は出来ない。汚染水は一定の水路を通り水源を汚染する。現に久居公民館での公聴会では選考委員の先生、同型施設に於いて汚染水が二回流出しましたと告げられました。全国的に裁判になっている所も御承知と思います。自然公園内大型開発の規制対象地域になっております。水源条例も生きています。売らないと言う地権者も有ります。地域住民の半数以上の反対署名も有ります。又、処分場が出来れば車の通行量も多くなり、年間4億から5億円も余分にかかりCO<sub>2</sub>削減にも逆行する。市民の命の水、安心、安全、健康が将来に渡って保障される様、利便性も熟慮されますよう、願います。</p>	<p>本施設においては、調整容量及び堆砂容量合計 10,000m<sup>3</sup>程度の防災調整池を設置する計画です。これにより、本施設の設置に起因する水害の発生を防止します。</p> <p>最終処分場では、貯留構造物としてコンクリートピットを設置しますが、その底面部の厚さは、先進事例を踏まえ、2～3m程度となる見込みです。今後行う基本設計で詳細を検討し、環境影響評価準備書において明らかにします。</p> <p>最終処分場の遮水工は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき、貯留構造物としてコンクリートピットを設置するとともに、底面部の遮水構造は、クローズドシステム処分場での採用実績が最も多い「二重遮水シート」とします。</p> <p>また、散水した水がごみと接触して生じる浸出水の万が一の漏出を未然に防止するため、漏水検知システムを設置すると共に、事業者による定期的な現地確認を行うこととし、最終処分場の環境安全性を確保します。今後行う基本設計において、本施設に最も適したシステムを選定します。</p> <p>対象事業実施区域は、「三重県立自然公園条例」に基づく「赤目一志峡県立自然公園」の普通地域に指定されていることから、同条例の趣旨を踏まえ、自然の風景地の保護が図られるよう、施設計画・設計において配慮してまいります。</p> <p>また、対象事業実施区域は、「津市水道水源保護条例」に規定する水源保護地域に指定されておりますが、本施設は対象事業には該当しないため、同条例の適用は受けておりません。但し、同条例の趣旨を尊重し、浸出水処理水は循環利用するものとし、雨水、生活排水処理水以外は下流の河川に放流しないこととしております。</p> <p>ごみ収集車両については、バイオディーゼル車両を導入するほか、効率的な収集運搬体系の検討により、走行台数の削減を検討し、温室効果ガスの削減及びコスト削減に努めます。</p>

表 7.1-2(6) 住民意見と事業者見解（事業特性）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
9	26	<p>鉄筋コンクリート構造の貯留構造物＋二重遮水シートによる遮水工設備により浸出水が漏出することのない構造と記してあるが、ほんまに大丈夫なんか疑問やわ。地震など発生した時、コンクリートが亀裂し、遮水シートが破れ、そこから汚水物が漏出し、川へ流れ込む恐れもある。所詮人間が造った物やから絶対大丈夫という保障はない。どこまで耐久性があるか、わかったうえでこんな事ほざいとんか？自然の力を見下しとったらえらい目にあうで。</p> <p>いっその事、高温溶融炉に切り替えた方がいいと思うけど。</p>	<p>施設の耐震性能については、土木構造物については各種土木構造に関する設計指針、建築物については建築基準法に準拠して検討してまいります。</p> <p>また、豪雨や地震等の災害発生時における最終処分場等施設の運用については、今後、危機管理マニュアル等の策定を検討してまいります。</p> <p>本市においては、燃やせるごみは、西部クリーンセンター、河芸美化センター及びクリーンセンターおたかにおいて焼却し、焼却残渣は三重県廃棄物処理センターへ搬出して溶融スラグ化しております。燃やせないごみ及び資源ごみについては極力資源化し、処理残渣のみを埋立処分することとしております。</p> <p>将来的には、ごみ処理施設の老朽化や社会情勢の変化等に伴い、より安全で安心な、効率的かつ合理的な施設整備や処理方法など、新たなごみ処理体系の構築を検討していく必要があると考えています。</p>
10	27	<p>森林破壊＝環境破壊になるし、膨大な税金のムダ使いになるんとかがう？</p> <p>高温溶融炉の方がまだ環境面でも埋め立て処分場と比べたらずっとかええと思うけど。</p> <p>そっちの方が税金もかからんのかう？</p> <p>絶対に溶融炉にすべし</p>	<p>本施設の造成地は、最終処分場のほか、破碎選別処理施設、リサイクルセンター、環境学習推進施設等の施設・設備を設置するため、現況地形を考慮し、造成面積をできる限り少なくするよう検討してまいります。</p> <p>本市においては、燃やせるごみは、西部クリーンセンター、河芸美化センター及びクリーンセンターおたかにおいて焼却し、焼却残渣は三重県廃棄物処理センターへ搬出して溶融スラグ化しております。燃やせないごみ及び資源ごみについては極力資源化し、処理残渣のみを埋立処分することとしております。</p> <p>将来的には、ごみ処理施設の老朽化や社会情勢の変化等に伴い、より安全で安心な、効率的かつ合理的な施設整備や処理方法など、新たなごみ処理体系の構築を検討していく必要があると考えています。</p>
11	28	<p>対象事業に係る工事の実施は、造成を必要最小限にして余計な物は作らないで欲しい。（毎年台風等の風水害、地震の発生があるので土砂崩れや杉林の倒木が無い様に考える。）</p>	<p>本施設の造成地は、最終処分場のほか、破碎選別処理施設、リサイクルセンター、環境学習推進施設等の施設・設備を設置するため、現況地形を考慮し、造成面積をできる限り少なくするよう、検討してまいります。</p>



表 7.1-2(7) 住民意見と事業者見解（事業特性）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
12	28	<p>土地の供用における影響は全ての汚水処理を完全に行って欲しい。（雲出川源流の谷川もあり、水質汚染による環境悪化を後世に残すことのないようにする。）</p>	<p>本施設に設置する最終処分場については、クローズドシステム処分場とする計画であり、浸出水処理水については最終処分場内で循環利用し、河川等への放流はいたしません。</p> <p>生活排水については、浄化槽による処理水を放流する計画です。</p>
13	28	<p>工作物は無駄の無いエコな建物にして欲しい。（環境に配慮した施設の処理工程等、実際の現場を市民に見学してもらうようにする。）</p>	<p>対象事業実施区域内に整備する各種施設の仕様については、環境負荷の少ない建屋とするよう、今後検討いたします。</p> <p>施設計画には、環境の保全に関する啓発や市民の環境保全活動を支援するための施設として環境学習推進施設の設置を計画しています。</p> <p>環境学習推進施設をリサイクルセンターに併設することで、3R（リデュース（削減）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））のための施設内容を具体的にみることができ、実体験を通じた意識の啓発を図ってまいります。</p>

表 7.1-2(8) 住民意見と事業者見解（環境影響評価項目の選定）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
14	31	<p>処分場計画の妥当性についての検討を項目に入れていただきたい。</p> <p>今回の意見書は、三重県アセス条例に基づく、事業実施(最終処分場建設)が、前提になっている手続きであり、計画の是非を述べるものではないことは十分承知している。しかし、三重県環境基本条例第四条には、「県は、前条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。2 県は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。」とある。</p> <p>また、第十五条には、「県は、水と緑に親むることができる生活空間、歴史的文化的な遺産、良好な景観その他の快適な環境を保全するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とあり、条例の前文および本旨にのっとり、この計画が妥当であるか否かについても、検討をしていただきたい。</p> <p>〈理由〉</p> <p>①直近の台風18号、および昭和57年の大水害においては、候補地周辺では土砂崩れなど大変な被害が起きている。当該地域に大規模な処分場が作られた場合には、搬入道路および処分場周辺の被害は甚大になることは、私たち当地に長く暮らしている住民が一番良く知っていることである。命の危険のある事業は、決して認められない。</p> <p>②新最終処分場候補地選定委員会では、これらのことに対する検討が全くされずに、住民の代表権のない者によって、誘致され、虚偽の報告書が作られ、候補地が決められた。そのことは、本年9月7日当地域の住民548名のうち273名の反対署名が市議会に出されていることから明白である。また、世帯数で言えば、ほぼ90%に近い数字と言える。</p> <p>③同じく、選定委員会において、当該地域の希少動植物の存在や、文化的遺産について、調査がされないまま、決定しているが、少なくとも江戸時代の隠し田が数箇所存在し、昭和46年頃から、全く耕作がされない、他に比類ない自然環境豊かな湿地帯が存在する。このような歴史的遺産でも</p>	<p>本施設については、本市の廃棄物行政における上位計画である「津市一般廃棄物処理基本計画」のもと、本市の廃棄物処理体系の中のごみ処理のうち埋立処理及び資源化処理に係る施設整備を行うための基本計画として位置づけられる「津市新最終処分場等施設整備基本計画」において検討してまいりました。</p> <p>逼迫しつつある白銀環境清掃センターの最終処分場に代わる新最終処分場の早期建設を市の最重要課題として位置づけ平成19年度に新最終処分場建設の候補地を旧久居・一志地域（久居、香良洲、一志、白山、美杉の各地域）を対象に公募しました。平成19年11月から平成20年12月にかけて、学識経験者3名により構成される候補地選定委員会を経て、建設地として「津市美杉町下之川字高山、西狭間地内」に決定しました。</p> <p>本施設に係る整備計画の環境面からの妥当性は、本環境影響評価手続きにおいて審査されると考えております。また、整備計画における構造面、維持管理面からの妥当性については、三重県に提出する設置届に対する適合審査により判断されると考えております。</p>

	<p>ある貴重な自然財産を残すことは、県民として国民としての責務でもあると考えるからである。</p> <p>④方法書の記載の処分場選定の考え方に、6項目がきさされているがその項目のうち4項目、すなわち地権者・周辺の理解、12ヘクタールの土地の確保の見込み、地形が施設建設の容易さ、運搬がより効率的、についてはすでに破綻をしている。</p> <p>⑤活断層についても、直下にないこととされているが、当地域は、布引山地東園活断層西部地帯にあり、候補地から600メートルのところに推定活断層が存在する。直近の三重県防災マップによると、震度5強から5弱の想定地域にあり、活断層近接地として危険な場所である。このような場所の処分場が、地震によって倒壊したり、亀裂が生ずれば、八手俣川、君ヶ野ダム、雲出川への汚染水の流出は明白であり津市民の飲料水、中瀬工業地帯の使用水も汚染の危険が大きい。</p>	
--	---	--

表 7.1-2(9) 住民意見と事業者見解（環境影響評価項目の選定）

通し No.	受付 No.	意見	見解
15	31	<p>地盤の評価は絶対にすべきである。 (理由)</p> <p>①方法書では「地盤沈下の主な原因となる地下水の取水は行わず、地盤沈下の要因となる厚い軟弱地質(粘性土)が存在せず、環境保全上の支障は生じないと考えられる」と書かれているが、地元の地形を知らない記述である。</p> <p>②当地域は、降雨量がもっとも多い地域として知られ、台風の被害も大きい。それゆえに山全体が、豊かな水量を維持し、シダ類などの種類もきわめて多く、希少動植物の宝庫でもある。</p> <p>③このような水分の多い山に、20万トン以上のコンクリートで固めた巨大な容器や調整池を置いた場合、また圧力をかけ、埋め立て済みの部分には降雨が降り注いだ場合には、地形がどのように変化するのか、巨大な荷物がどこまで持ちこたえられるのかを詳細に評価、検討すべきである。</p> <p>④万が一、土砂崩れが起き、尊い人命が奪われたときには、人災であり、犯罪であることを念頭に、リスク評価するべきである。</p>	<p>対象事業実施区域の地質は、表層に分布する崖錐層、沖積層は厚さ数m程度ですが標準貫入試験の結果、軟弱であると考えられるため、最終処分場のコンクリートピット部の崖錐層、沖積層は掘削除去し、外部より搬入する土砂等で平坦地を盛土造成する計画です。その他の施設部分については今後詳細に検討してまいります。</p> <p>本施設で必要となる水の一部は、地下水の揚水によりまかなくはありますが、大規模な地下水の揚水は行わない計画です。また、地下水集排水管等から集水した地下水は地下浸透を促すような計画になるよう検討してまいります。</p> <p>また、最終処分場のコンクリート構造物や破砕選別処理施設の基礎等は、十分な耐力を有する花崗岩の岩盤に設置する計画であり、これら構造物の加重によって地盤沈下は生じることはないと考えておりますが、安全側を考慮し、土地の造成後において、地盤沈下の発生状況に係るモニタリング調査の実施を検討してまいります。</p> <p>なお、土地の造成に伴って出現する切土法面、人工盛土地盤の安定性については、地形及び地質の項目において予測・評価いたします。</p>

表 7.1-2(10) 住民意見と事業者見解（環境影響評価項目の選定）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
16	31	<p>土壌の項目を省略することは許されず、指針に基づき詳細な評価をすべきである。          (理由)</p> <p>①方法書では、「工事計画において、土壌汚染の原因となる物質の排出はない。」といいながら、「なお、岩石には自然的に重金属が含まれていることがあり、土地の造成において、対象事業区域内に分布する花崗岩および風化花崗岩を対象とした掘削工事や掘削土砂の盛土材料への転用した場合、工事箇所から規制基準値を超過した重金属が溶出し、周辺地下水や河川に影響を与える可能性が考えられる。このため工事計画立案前に、事前調査として現地地質を対象に土壌環境基準項目に係る含有量及び溶出試験を行い、その安全性を確認する。事前調査で土壌環境基準以上の濃度が検出された場合は、環境要素として選定するものとし、方法書時点では除外した。」と書かれているがこれでは条例の趣旨が生かされていない。何のための方法書であるかが不明である。</p> <p>②事前に予測し、そのための調査を行うのが当然であり、これでは何の調査をどのように、どの場所において調査をするかが白紙委任をしろと、言っているのと同じである。</p> <p>③地域住民をないがしろにしたような簡易なアセスメントは絶対に許されない。</p> <p>④当地域の沢には、雲母が肉眼でも確認され、その他の重金属が湧出する可能性は極めて大きいので、当初から、環境影響評価項目に土壌分析のもとに重金属を評価すべきである。</p> <p>⑤「工事計画において、浚渫、化学薬品を用いた地盤改良等、底質に影響を及ぼす行為は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。」とあるが、実際には、164ページに「施設の建設に伴い薬液混入を伴う地盤改良は行う。」と記述されている。薬液の種類、性質とその影響について大気環境、水環境、土壌、土質を含めたその他の環境と、動植物、昆虫を含めた生態系への影響について、評価をすべきである。</p>	<p>土壌環境の汚染に関しては、自然由来によるものと人工的なものがあります。環境影響評価方法書171ページに示すとおり、施工に先立つ事前調査により自然由来の重金属等についてその含有の程度と安全性を調査することとしております。基準値以上の濃度が検出された場合には、これを環境要素として選定し、その対策について検討していくこととしております。</p> <p>また、地盤改良工事等において薬液注入を伴う地盤改良を行う場合には、これを環境要素として選定し、その対策について検討していくこととしております。</p>

表 7.1-2(11) 住民意見と事業者見解（環境影響評価項目の選定）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
17	31	<p>地盤について、地盤沈下についても項目に入れるべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>①施設の設置、供用において、土地の安定性は評価し、地盤沈下量については項目からはずしているのは納得できない。「施設給水として、敷地内に揚水井戸を設置し、地下水くみ上げによる地盤沈下の可能性があるが対象事業実施区域内で地盤沈下の可能性のある地質は、谷底の堆積物であり、盛土の基礎地盤として軟弱なため掘削除去を行うため、地盤沈下の発生は想定されない。」とあるが、軟弱な地質をすべて除去するのはありえず、工事の掘削図面があって始めて、地盤沈下の予測が可能になる。もっとも危険と地元の住民が指摘する項目について、除外しているのは、裏を返せば、可能性を評価する事が都合悪いのか、あるいは評価不能なのか、疑惑が残る。</p> <p>②また、「対象事業実施区域周辺に対しては、河川沿いに地盤沈下の可能性のある地質が分布するが、集水域が異なるため、直接地下水系は連動しないことから地盤沈下を誘引することはない。」とあるが集水域と地盤の関係は必ずしも明確でないはずである。</p> <p>③もし、この考え方を断定するのであれば、地質、地下水脈の図面を立体、平面とも示すべきである。そのことこそ、アセスメントで行うべきであり、絶対に項目からはずしてはならないものである。</p>	<p>対象事業実施区域の地質で、表層に分布する崖錐層、沖積層は厚さ数m程度ですが標準貫入試験の結果、軟弱であると考えられるため、基本的にはこれを除去し、外部より搬入する土砂等で平坦地を盛土造成する計画です。</p> <p>また、最終処分場のコンクリート構造物や破碎選別処理施設の基礎等は、十分な地耐力を有する花崗岩の岩盤に設置する計画であり、これら構造物の加重によって地盤沈下は生じることはないと考えておりますが、安全側を考慮し、土地の造成後において、地盤沈下の発生状況に係るモニタリング調査の実施を検討してまいります。</p> <p>土地の造成に伴って出現する切土法面、人工盛土地盤の安定性については、地形及び地質の項目において予測・評価いたします。</p>

表 7.1-2(12) 住民意見と事業者見解（環境影響評価項目の選定）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
18	31	<p>日照障害については、処分場の建築物について、周辺の自然環境と生態系の影響を評価すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>①方法書では、工事計画において、日照障害を発生させるような大規模施設の建設はない、周辺に障害されるような住居、施設等は存在しないため、環境保全上の支障は生じないと考えられる」とあるが、当地域の特性を考えていない。</p> <p>②当地域は、三重県だけでなく、全国的にも、自然環境豊かな地域である。そのようなところに、建築物を存在させれば、当然自然環境は悪化する。</p> <p>③環境保全上の支障と、問題をはぐらかしているような表現は、事業者の責務を認識していない。簡便なアセスは許されず、項目をきちんと入れるべきである。</p>	<p>環境影響評価項目としての「日照障害」は、一般的に「建築物への日影影響」と「農作物への日影影響」を対象に扱われています。</p> <p>各施設の建設予定地の周辺には、周辺に障害されるような住居、施設等は存在しないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、環境影響評価項目から除外しています。</p> <p>また、動植物の生息生育環境に対する日影の影響につきましては、「陸生動物」「陸生植物等」「水生生物」「生態系項目」の各項目の中で、予測対象種の一般生態を踏まえて必要に応じて予測評価を行ってまいります。</p>

表 7.1-2(13) 住民意見と事業者見解（環境影響評価項目の選定）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
19	31	<p>歴史的文化的な遺産について、地域の文化を尊重するアセスメントを行うべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>①方法書では、「対象事業実施区域内には、歴史的文化的な遺産等は存在しない。また、工事計画において、対象事業実施区域周辺の歴史的文化的な遺産等に影響を及ぼすような行為は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。とあるが、伊勢街道に連なる当地域の歴史も古く、北畠家が統治した文化も、それ以前の古墳時代の遺跡が数多く存在し、このような記述は、許しがたいものがある。遺産の物理的破壊はなくとも、遺産の持つ文化的価値の破壊、観光資源としての損失ははかり知れない。</p> <p>②計画地の山にも、信仰の跡が残っているなど、住民が山とともに暮らしてきた歴史や文化、街道筋独特の歴史・文化も存在する。</p> <p>③これらの文化的遺産は、今後のまちおこしや、地域経済の活性化の宝となるものであり、処分場によって、冒瀆されることは許されない。</p> <p>④たとえ、津市のはずれにあっても、私たちはこの地域の山や自然や文化を大切に守ってきた。そして今後も次世代に伝えていく義務があると考えている。まち外れにごみを葬り、それとともに歴史や文化を葬ってしまうことは許されない。</p> <p>⑤詳細な文化や歴史的遺産を調査し、処分場の稼動がこれらに与える影響、仲出神社をはじめとする観光遺産に与える影響について、きちんと評価すべきである。</p>	<p>対象事業実施区域内においては、環境影響評価方法書89～92ページに示すとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地がないことは既存資料等により確認しています。そのため、方法書では環境影響評価項目から「歴史的文化的な遺産」項目を除外しております。</p> <p>今後、事業計画の詳細を検討していく中で、津市教育委員会に最新の情報を確認し、新たな埋蔵文化財包蔵地があれば、津市教育委員会と協議し必要な措置を講じてまいります。</p>

表 7.1-2(14) 住民意見と事業者見解（環境影響評価項目の選定）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
20	31	<p>景観について、処分場への搬入車両の及ぼす影響と、山の景観が損なわれることの影響をきちんと項目に入れるべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>①重機の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両の走行、土地の造成、施設の建設が景観に及ぼす影響は一時的であること、としているが、すべての工事は一時的である。騒音・振動などと同様に項目として期間とその影響を詳細に求める。</p> <p>②また造成地は樹木に囲まれており周辺地域からは造成面が直接見通せないため、環境保全上の支障は生じないと考えられる、としているが、樹木の伐採がどの程度、どう行われるかが重要な項目である。</p> <p>③4階建ての建築物が、緑豊かな森林の景観を損なわないとするのはありえない。「周辺地域からは施設が直接見通せない」とあるが、すべての地域からの眺望はきちんと評価すべきである。当地域は、森林セラピー地域と隣接をしており、セラピーロードを利用する市民、観光客からの景観も含めて、評価をすべきである。</p> <p>④また、景観の喪失は、日々山を守り、地域に暮らす住民によって評価すべきことであり、大きな影響は無い、などの記述は事業を推進するための主観によるものであるので、慎重にされたい。</p>	<p>対象事業実施区域周辺の景観資源及び主要な眺望点の分布状況については、環境影響評価方法書87～88ページに示すとおりです。本事業の実施により、景観資源及び主要な眺望点を直接改変することはありません。対象事業実施区域は周辺を尾根で囲まれているため、最も近接する森林セラピーロードからも各施設を眺望することができません。</p> <p>以上のことから、景観項目を環境影響評価項目から除外することとしています。</p> <p>関係車両が走行する進入路整備に伴う法面整備箇所は、地形及び樹林に囲まれ周辺からほとんど可視できないため、環境影響評価で扱うことはせず、事業計画において進入路に係る緑化・植栽を検討するなかで、景観への配慮を行ってまいります。</p>



表 7.1-2(15) 住民意見と事業者見解（大気質、騒音、振動）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
21	7	<p>道路交通騒音振動調査地点図に依ると、概要版P49. 下之川での調査地点は、3, 4の2ヶ所のみとなっているが、この地点は道幅も広く直線で、その上、住宅の少ない地点であり、この点を説明会で質問した処、狭い道は機器等を設置する場所がない。との返答。</p> <p>田舎の事でもあり、わずかな余地がないと云う事はおかしい。</p> <p>なければ住宅の庭先とか、畑の端とか了解を取って、方法はいくらでもある。狭い道で人家が県道すれすれに建っている箇所とか、見通しの悪いカーブ地点とかこそ調査の対象とすべきであり、必要な箇所を故意に外しているとしか思えない。住民の意見を聞いて、必要箇所をもっと多く調査すべきである。</p> <p>概要版P47. 大気質調査地点2, 3についても上記と同様の事が云えるので同じく調査地点を増やすべきである。</p>	<p>現地調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺の土地利用状況及び住居等の保全対象を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況を得られる地点として選定いたしました。</p> <p>大気質、騒音及び振動調査は、環境影響評価方法書の関係地域である美杉町竹原、八手俣、下之川、上多気及び下多気における保全対象となる住居の立地状況、工事用車両及び関係車両の走行ルートや周辺地形を考慮したうえで、各地域における道路交通騒音・振動の状況を適切に把握できる地点として、計6地点（大気質は地点の近接する竹原地区②を除く5地点）を設定しています。</p>
22	22	<p>専門的なことはわかりませんが、どんな工事を始めるとしても県道29号を通ると思います。私の家は、道路から50cm位しか離れていません。現在、大型が通る時は、テレビの音が聞こえないことがあります。場合に依っては砂ボコリも立ちます。何倍もの大型が通行する様になると、環境悪化は必至です。その点を十分説明して頂きたいと思います。</p> <p>又、車が多く通行すると、健康被害が心配されます。当地に住むことにしたのは「空気が良い」です。因果関係が認められる病気について十分な医療保障はあるのでしょうか。</p>	<p>本施設の設置に際しては、対象事業実施区域の平坦地に存在する崖錐層、沖積層をいったん除去し、外部から搬入する土砂で盛土し、平坦地を造成する計画です。</p> <p>今後、基本設計を進める中で、工事用車両として運行する台数を把握し、大気汚染、騒音及び振動の予測を行い、周辺の皆様の生活環境への影響の程度を明らかにするとともに、必要な環境保全対策を講じてまいります。</p>

表 7.1-2(16) 住民意見と事業者見解（大気質、騒音、振動）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
23	30	<p>当該環境影響評価手続きの目的は、事業の実施による環境への影響の程度を、影響を受ける可能性のある住民等に予め説明し、意見を求めるための手続きと理解しています。</p> <p>事業の実施による影響とは、施設の稼働・関係車両の走行・工事車両の走行・その他考えられますが、地域住民が最も影響の程度を懸念する項目のひとつに關係車両の走行による影響の程度があります。現在の方法書に記載されている通りの關係地域・縦覧地域としますと關係車両の走行に伴い大きな影響を受けると考えられる一志町波瀨地区等の住民は、手続きの実施そのものさえ気付かぬ内に完了してしまうことも懸念されます。</p> <p>従って、關係車両の走行に伴う影響が最も懸念される一志町波瀨地区、及び同波瀨地区に至る關係車両ルート沿道の地域を含めて、改めて当該方法書の手続きを実施して頂くよう、お願い申し上げます。</p>	<p>環境影響評価方法書の公告・縦覧に際しては、日刊新聞紙5紙に広告を掲載するとともに、市報等を通じて、その周知に努めてまいりました。</p> <p>大気質、騒音、振動の調査地点の設定にあたっては、走行ルートの交通状況等を踏まえ、設定しております。</p> <p>県道一志美杉線については、交通量に関する直近のデータである平成17年度道路交通センサスによれば、県道一志美杉線の一志町波瀨地区での24時間交通量（平日）は3,652台、同じく一志美杉線的美杉町下之川地区での24時間交通量（平日）は965台となっております。</p> <p>県道一志美杉線を走行する關係車両の走行台数は、下之川地区、波瀨地区ともほぼ同数と考えられることから、關係車両による寄与が大きい下之川地区について調査・予測を行う計画です。</p>

表 7.1-2(17) 住民意見と事業者見解 (大気質、騒音、振動)

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
24	31	<p>対象項目について、以下のものを入れるべきである。(工事の実施および施設の設置供用とも)</p> <p>一酸化炭素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(塩化水素)</p> <p>(理由)</p> <p>①方法書では、重機の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両の走行、土地の造成、工作物の建設に用いる車両から発生する可能性がある有害物質等として、認めている。当地域は、津市から40キロ離れた山間地と里山である。自然環境豊かな地域での工事の実施による影響は生態系に影響をもたらす。</p> <p>②ベンゼン及び鉛化合物について、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度(平成7年環境庁告示第64号)に基づき、一酸化炭素及び炭化水素は、自動車ガスの量の許容限度(昭和51年環境庁告示第1号)に基づき、規制が図られており、これらの車両による排出量は少ないため、環境保全上の支障は生じないと考えられる」と理由を述べているが、当地域の豊かな生態系を無視し環境基本条例もアセス条例も守られていない。</p> <p>③光化学オキシダントについて、「有害物質が発生するような施設はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられる」とあるが、都市部の排気ガスが気流で山間部にたまる事象は生じている。加えて一日60台の車が往復するので、予測すべきである。また観測地点も処分場周辺および多気地区、下之川地区の各集落を観測し、予測評価を求める。</p>	<p>(一酸化炭素)</p> <p>一酸化炭素による大気汚染は、主に自動車排出ガスによるものと考えられており、平成18年度の全国の有効測定局(一般環境大気測定局86局、自動車排出ガス測定局294局)すべてにおいて、長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成し、濃度は環境基準値に比べ相当程度低い濃度で推移しています。</p> <p>本事業にあつては、対象事業実施区域の周辺の自然的状況、社会的状況を踏まえると、現況の一酸化炭素濃度はかなり低いと考えられ、建設工事の実施に際し相当数の建設機械が稼働するとしても、環境基準値を超過するほど濃度が上昇することはないと考えられることから、環境影響評価項目に追加する必要はないと考えます。</p> <p>(光化学オキシダント)</p> <p>光化学オキシダント(Ox)については、NO<sub>2</sub>等が紫外線を受けて光化学反応により生成される二次汚染物質であり、現在のところ、その複雑な生成過程が十分には解明されていないため、予測項目として選定しておりません。</p> <p>(ベンゼン、鉛化合物)</p> <p>環境影響評価方法書に記載したとおり、ベンゼン及び鉛化合物は「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」(平成7年環境庁告示第64号)に基づき規制が図られており、これらの車両による排出量は少ないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外しました。</p> <p>(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)</p> <p>トリクロロエチレンは、主に代替フロンガスの合成原料及び機械部品等の脱脂洗浄剤、テトラクロロエチレンは、主に代替フロン用の合成原料、ジクロロメタンは主にプリント基板や金属脱脂の洗浄剤として使用されています。いずれにおいても、本事業では使用又は排出は行わないため、予測項目として選定しません。</p> <p>(ダイオキシン類)</p> <p>ダイオキシン類は、塩素を含む物質の不完全燃焼や薬品類の合成の際に意図せずに発生する物質であり、廃棄物処理施設においては、廃棄物の燃焼過程で生成します。本施設においては、廃棄物を燃焼させる等の発生要因はないため、予測項目として選定しません。</p> <p>(塩化水素)</p> <p>塩化水素は、主に塩化ビニル、無機塩素化合物の製造過程で発生するほか、廃棄物処理においては、塩化ビニル、塩化ビニリデンを含むプラスチックの燃焼により発生します。本施設においては、廃棄物を燃焼させる等の発生要因はないため、予測項目として選定しません。</p>

表 7.1-2(18) 住民意見と事業者見解（大気質、騒音、振動）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
25	31	<p>粉じん等を施設の設置、供用に際しても評価項目に入れるべきである。</p> <p>〈理由〉</p> <p>①「被覆設備を設置すると共に、埋立て作業時には散水を行う計画」とあるが、投入時や稼動していない乾燥した日などの対応が明確でなく、また運搬する大型車が舞い上げる粉塵も加わることから、作業の内容をより明確化し、予測評価をすべきである。</p> <p>②また、周辺の自然環境や生態系への影響を考えた場合、わずかな粉塵も影響を与えると予測され、評価をすべきである。</p> <p>③したがって、「工作物の供用・稼動において、粉じん等を発生させる施設はない」としているが、施設ではなく、運搬の過程でまず生じていること、およびたとえ、被覆設備があっても粉塵が生じていることは、多くの中間処理施設や埋め立て施設で起きているので、きちんと評価項目に入れるべきである。</p>	<p>本事業において整備する最終処分場は、被覆（覆蓋）設備を有するクローズドシステム最終処分場であり、オープンタイプの最終処分場とは異なり、強風による粉じんの巻き上げを防ぐことができます。また、屋内の埋立地では適宜散水を行うことから、粉じんが外部へ排出されることは基本的にはないと考えているため、予測項目として選定しません。</p>

表 7.1-2(19) 住民意見と事業者見解（悪臭）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
26	9	<p>悪臭調査地点について、P 5 3 に示されている調査地点は（上村）の 1 ヶ所のみであるが、風向きによっては市道多気、下之川線の東側の戸木に悪臭のみならず塵埃も到達する恐れが多分にあり、戸木の川の東側に調査地点を設置する必要があると考える。</p>	<p>埋立対象物は、不燃残渣及びガラス・陶磁器等の化学的に安定した物質であり、さらに前処理として水洗浄を行い、付着する有機分を除去することから、最終処分場から悪臭が発生することはないと考えられます。</p> <p>仮に本施設から悪臭が発生した場合は、焼却施設の煙突から拡散する排ガスとは異なりほぼ常温であり、浮力をもたないこと、施設内の排気を吹き上げるような換気等は通常考えられないことから、本施設から発生する悪臭は地形なりに漂ってくる考えられます。</p> <p>このような悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭の現地調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺の土地利用状況及び住居等の保全対象を考慮し、本施設に最も近い集落である上村地区に 1 地点設定しております。</p> <p>また、既存資料調査及び現地踏査の結果、現況では対象事業実施区域周辺に、特に著しい臭気を発生する施設はないことから、上記地点での現地調査によって、対象事業実施区域周辺の臭気の状態を把握できると考えます。</p>

表 7.1-2(20) 住民意見と事業者見解（水質）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
27	21	<p>今まで利用している簡易水道などは、飲料水や畑の水などに利用しているが、これらに対する影響などの評価項目を追加すべきである。</p> <p>水質（地下水の水質を除く）水道水質基準監視項目</p>	<p>本施設に設置する最終処分場については、クローズドシステム処分場とする計画であり、浸出水処理水については最終処分場内で循環利用し、河川等への放流はいたしません。</p> <p>工事中にあっては濁水の流下、コンクリート打設及び地盤改良によるアルカリ排水の排出、施設供用時にあっては本施設からの生活排水の排水に伴う環境基準及び農業用水基準項目に対する影響が考えられることから、これらの項目について予測・評価してまいります。</p>

表 7.1-2(21) 住民意見と事業者見解（水質）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
28	31	<p>水質について、すべての調査項目を評価すべきである。</p> <p>〈理由〉</p> <p>①現在、土地の造成と工作物の建設時のみ、浮遊物質のみを評価項目にしているが、環境基準項目の6項目（水素イオン濃度、水の汚れ(化学的酸素要求量等)、溶存酸素、全窒素、全リン、健康項目、ダイオキシン類)も項目に入れるべきである。</p> <p>②これらをすべて評価しないということは、裏を返せば、評価をすれば、問題が発生すると思われられない。</p> <p>③どこの処分場においても、稼働後の水質項目の測定は最低限度のこととなり、それは、常時観測することによって、危険を最小限に食い止める、すなわち常にリスクと隣あわせであることの裏返しである。</p> <p>④クローズドシステム最終処分場が、万能かの考え方は、住民をだますような対応は、情報公開の時代に常識を逸脱している。まず改めなければならない。</p> <p>⑤「浸出水はすべて浸出水処理施設において処理した後、最終処分場内で循環利用する。また、破碎選別処理施設及びリサイクルセンターからの排水も同様に循環利用とする計画」とあるが、循環利用の際の水質基準、これらが大雨で氾濫した場合、また土壤に浸出した場合など、予測評価は当然のことである。</p> <p>⑥水質項目等に対して影響を及ぼす排水等を行わない、とした場合、影響はゼロなのか、事業者は明確にする責任がある。</p> <p>⑦また、「最終処分場の供用・稼働後においては、河川への定期的なモニタリング調査を行う。項目、測定頻度、測定地点については、今後検討を行い、決定する。」とあるが、きわめて無責任である。これでは、何のためのアセスメントか、わからない。前述のように、浸出水の有害物質が混入した場合、調整池が氾濫した場合なども評価すべきである。</p> <p>⑧また、遮水シートに亀裂が入り、徐々に土壤浸透した場合、電気伝導で確認したとしても、どのような有害物質かは判断ではない。あらゆるリスクマネジメントのためには予測評価は必要である。すでに、遮水シートをめぐることは、予測のあいまいさに裁判所で設置取り消しが認められた例</p>	<p>本施設から下流の河川に影響を与えると思定される要因としては、工事中のコンクリート打設、地盤改良を行う場合のアルカリ系排水の流入、土地の造成及び工事用道路等の工事に伴う濁水の発生と、施設稼働後の生活排水処理水の放流によるものであることから、調査・予測は水素イオン濃度、浮遊物質、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、溶存酸素量、全窒素、全リンについて行うこととしました。</p> <p>本処分場は、クローズドシステム最終処分場であり、浸出水はすべて浸出水処理プラントにおいて処理した後、処理場内で循環使用し、破碎選別処理施設及びリサイクルセンターからの排水も同様に循環利用する計画となっています。このため、供用時には、重金属等の有害物質、ダイオキシン類を下流の河川に放流することはありません。</p> <p>本施設の供用・稼働後には、本施設の下流側で沢水を取水していることを踏まえ、河川での定期的なモニタリング調査を行うこととしております。供用・稼働に先立ち、事業実施前に河川水質のバックグラウンド濃度を把握することといたします。</p>

		<p>や、東京都日出町の漏水問題、埼玉県ミカ山最終処分場の鉛漏出の問題など、全国各地で、アセスの予測評価に反した事例が報告され、当計画がこれらの先決手法と比較してとりわけ優れた計画というわけではない。アセスメントは、常に科学的知見に基づいて、行われるべきものであり、シート破損の可能性、その際の漏水について、きちんと予測評価をすべきである。</p> <p>⑨なお、定期的モニタリング調査は、事後アセスメントと連動して環境管理すべきものであり、事前の予測評価がなければ、効果はきわめて薄くなる。</p>	
--	--	--	--

表 7.1-2(22) 住民意見と事業者見解（水質）

通し No.	受付 No.	意見	見解
29	31	<p>設置・供用の際の BPA を調査項目に入れるべきである。</p> <p>〈理由〉</p> <p>①ほ乳瓶やプラスチック製の食料保存容器に使用されているビスフェノール A(BPA)と呼ばれる化学物質が、成人の糖尿病や心臓疾患、肝障害に関係しているとする論文が、米医学誌「Journal of the American Medical Association(JAMA)」9月17日号)で公表された。BPA の被験者の成人1455人のうち、最も高かった人の循環器疾患のリスクが約3倍上昇、糖尿病になるリスクは、2倍と報告されている。従って、BPA も調査項目に入れるべきである。</p> <p>②この物質は別称環境ホルモンとも言われてきたが、魚類のメス化の影響はすでに報告されており、ダイオキシンとともに生物濃縮を通じて、人体に取り込まれる危険性は大きい。</p> <p>③ダムに流入し、津市民の飲み水となっていることを考えると当然のことであると考ええる。</p>	<p>存在・供用時においては、埋立地はクロードシステム最終処分場であり、浸出水はすべて浸出水処理プラントにおいて処理した後、処理場内で循環使用し、破碎選別処理施設及びリサイクルセンターからの排水も同様に循環利用する計画となっています。また、施設からの生活排水は合併浄化槽で処理され、処理水は公共用水域に放流するものの、その放流量は少量です。</p> <p>したがって、左記に示す項目等に対して影響を及ぼす排水等を行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外しました。</p>
30	31	<p>その他、設置・供用の際、一般廃棄物処分場の特性から考えて、以下の化学物質についての評価が必要である。その理由は(通し No. 28)と同様である。たとえ洗浄しても、土壌中に溶出しあるいは調整池が大雨で洪水になったときに流出するリスクは当然評価すべきである。さらには、ビニールシートの亀裂の可能性は、劣化や地震その他の土壌変化や地形の変化によって、かなりのリスクが大きい。</p> <p>〈理由〉</p> <p>①ポリプロピレン(PP)に混入されてい</p>	

	<p>る、アクリルアルデヒド、ホルムアルデヒド、メタン、カドミウム、鉛などの重金属。</p> <p>②金属缶の内面塗料に使用されるエポキシ樹脂(EP)のビスフェノールA以外に、エピクロロヒドリンなどは、アレルギー性皮膚炎、鼻炎、ぜん息などが生じるとされているのでこれらの物質。</p> <p>③フェノールとホルムアルデヒドを付加重合させてつくられる熱硬化性樹脂フェノール樹脂(PF)や家具のホルムアルデヒドの毒性は、皮膚、粘膜に腐食性を示し、たんぱく質、細胞原形質を変形させる。その結果体内に取り入れられた場合、腹痛、おう吐、チアノーゼ、血圧降下、過呼吸、けいれんなどの症状を示し少量でも細胞機能を抑止し、死滅させる細胞毒は不安が大きく、必須である。</p> <p>④ユリア樹脂(UF)やメラミン樹脂(MF)に溶出されるホルムアルデヒド</p> <p>⑤ABS樹脂(ABSに残存する可能性がある原料モノマーのアクリロニトリルの毒性は発ガン性、催奇形性などの報告があり、大量に摂取した場合には、青酸と同じような中毒症状を示すので評価をすべき。</p> <p>⑥ポリ塩化ビニル(PVC)、フェノール樹脂(PF)の塩化ビニル、塩化ビニデリンは発ガン性のある物質として指定され、急性毒性は吸入によって麻酔、肺浮腫などが生じ、燃焼によるダイオキシン発生以外にも、埋め立てによる湧出が心配である。</p>	
--	--	--



表 7.1-2(23) 住民意見と事業者見解（地下水の水位及び水質）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
31	4	<p>取水用水に伴う地下水位の影響が実行可能な範囲で出来る限り回避又は低減・・・と云っているけど住民が井戸を使用しているのを承知の上でのことか？</p> <p>回避・低減なんて云っている場合じゃない！</p>	<p>本施設に設置する最終処分場については、クローズドシステム処分場とする計画であり、浸出水処理水については最終処分場内で循環利用し、河川等への放流はいたしません。</p> <p>また、本最終処分場の遮水工の構造は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき、貯留構造物としてコンクリートピットを設置するとともに、底面部の遮水構造はクローズドシステム処分場での採用実績が最も多い「二重遮水シート」とします。また、散水した水がごみと接触して生じる浸出水の万が一の漏出を未然に防止するため、漏水検知システムを設置すると共に、事業者による定期的な現地確認を行うこととし、最終処分場の環境安全性を確保します。</p> <p>本施設を設置する地元集落において、水源として井戸及び沢水を利用されていることから、最終処分場等の施設の設置による表流水及び地下水の水位及び水質に影響を及ぼさぬよう、十分な配慮を行ってまいります。</p>
32	11	<p>○上村の井戸水について</p> <p>高山を工事掘削すると、地下水脈が断裂され、濁ったり、枯れたりする恐れが多大であるので、この点について充分調査して下さい。</p> <p>又、その様な事態が発生した場合は、その補償は金銭補償は絶対駄目で、代替の井戸を掘って下さい。</p> <p>又、最終処分場で使用し、地下へ戻した水が飲料用井戸を汚染しない様、詳しく調査して下さい。</p>	<p>環境影響評価方法書197～204ページに示すとおり、来年度実施する地質調査・水文調査において、地下水分布、地下水水位、地下水の流向等を調査し、事業計画と重ね合わせるにより地下水への影響を予測します。</p> <p>本施設を設置する地元集落において、水源として井戸及び沢水を利用していることから、最終処分場等の施設の設置による表流水及び地下水の水位及び水質に影響を及ぼさぬよう、十分な配慮を行ってまいります。</p>
33	19	<p>住宅地で使用している井戸の水脈がどこを通っているか調査して下さい。</p> <p>処分場工事により、水脈を断裂したら、生活用水に影響が出る。</p>	<p>本施設に設置する最終処分場については、クローズドシステム処分場とする計画であり、浸出水処理水については最終処分場内で循環利用し、河川等への放流はいたしません。</p>

表 7.1-2(24) 住民意見と事業者見解（地下水の水位及び水質）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
34	13	<p>・地下水位が高いことが予想される。</p> <p>・平地がないため切土、盛土をして平地を、わざわざ造らねばならない。</p> <p>・周辺は林地や、岩などの地形のため大規模な造成が必要である。</p> <p>搬入土として19万m<sup>3</sup>が必要とあるので、運搬車のCO<sub>2</sub>の問題も大きい。それと騒音、振動も出る。</p> <p>この事と住民の関係をどのように考えているのか！</p>	<p>施設整備基本計画策定時に行った地質調査及び環境影響評価方法書作成時に行った現地踏査によれば、対象事業実施区域内の平坦地は崖錐層、沖積層からなり、湿地化しており、地下水位は高い状態です。</p> <p>また、対象事業実施区域の地質は、表層に分布する崖錐層、沖積層は厚さ数m程度ですが、標準貫入試験の結果、軟弱であると考えられるため、最終処分場のコンクリートピット部の崖錐層、沖積層は掘削除去し、外部より搬入する土砂等で平坦地を盛土造成する計画です。その他の施設部分については今後詳細に検討してまいります。</p> <p>今後、基本設計を進める中で、工事用車両として運行する台数を把握し、大気質、騒音及び振動の予測を行い、周辺の皆様の生活環境への影響の程度を明らかにするとともに、必要な環境保全対策を講じてまいります。</p>
35	18	<p>地下水の水質及び水位に関して</p> <p>建設地の周辺における井戸の水質、及び水位の影響調査を追加すべきである。</p> <p>生活飲料水として、現在使用しており、またこれからも農産物の育成に使用するので、汚染されると重大であるので、調査してほしい。</p>	<p>環境影響評価方法書201～204ページに示すとおり、対象事業実施区域を含む流域及び東側・西側に隣接する沢を含む範囲を対象とし、現地調査（水文地質踏査）によって湧水地点、沢流量等の地表部における水文状況を把握します。また、範囲内における井戸分布及び各井戸の水位を把握します。</p> <p>地下水の水質については、最終処分場の周囲に設置する観測井戸4地点において、水素イオン濃度、濁度、電気伝導率を測定します。これらの調査結果を踏まえ、現況の地下水位分布と事業計画を重ね合わせ、最終処分場等の施設設置による地下水位の変化、地下水の流動方向の変化について、水理公式や地下水位コンター図の比較により予測します。</p> <p>なお、上記の観測井戸については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」により、施設供用時のモニタリング井戸とする予定であり、事業実施前に電気伝導率、塩化物イオン、有害物質等の濃度を測定し、施設供用による影響の有無の判定に資することとします。</p>

表 7.1-2(25) 住民意見と事業者見解（地下水の水位及び水質）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
36	31	<p>水底の底質・地下水の水質及び水位について、搬入路の工事や処分場の工事・存在・供用において、県の基準に基づき、すべての項目について、評価をすべきである。</p> <p>〈理由〉</p> <p>①工事においては、相当の期間を要し、大規模な工事であることから、慎重な評価が必要である。</p> <p>②処分場が供用開始された場合、一般廃棄物の粉碎後、洗浄した後に埋め立てる方式では、洗浄で有害物質は除去されない。</p> <p>③あらゆる廃棄物から発生する有害物質について、方法書では何も触れていない。体温計の水銀、容器のコーティング材など、一般廃棄物ごとに、その容器などの成分などが、溶出された場合の評価が必要である。</p>	<p>水底の底質については、環境影響評価方法書170ページ及び174ページに示すとおり、工事の実施においては、浚渫、化学薬品を用いた地盤改良等、底質に影響を及ぼす行為は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外しました。また、存在・供用時においては、埋立地はクロズドシステム最終処分場であり、浸出水はすべて浸出水処理プラントにおいて処理した後、処理場内で循環使用し、破砕選別処理施設及びリサイクルセンターからの排水も同様に循環利用する計画となっています。また、施設からの生活排水は合併浄化槽で処理され、処理水は公共用水域に放流するものの、その放流量は少量です。したがって、左記に示す項目等に対して影響を及ぼす排水等を行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外しました。</p> <p>地下水の水質及び水位については、方法書201～204ページに示すとおり、塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等を対象として、予測・評価を行ってまいります。</p>

表 7.1-2(26) 住民意見と事業者見解（地形及び地質）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
37	1	<p>地域調査の結果 表層シルト混じり砂が2mもあり軟弱な層その下層の花崗岩を含めN値50の層を7m確認と、全体がこんな感じの土地にコンクリートの建造物を立てたら長い間でどんな事になるのだろうか？ 安心安全と言っているけど不安危険という外はない。</p>	<p>対象事業実施区域の地質は、表層に分布する崖錐層、沖積層は厚さ数m程度ですが標準貫入試験の結果、軟弱であると考えられるため、最終処分場のコンクリートピット部の崖錐層、沖積層は掘削除去し、外部より搬入する土砂等で平坦地を盛土造成する計画です。その他の施設部分については今後詳細に検討してまいります。 最終処分場のコンクリート構造物や破砕選別処理施設の基礎等は、十分な地耐力を有する花崗岩の岩盤に設置する計画であり、施設の建設には支障はないと考えます。</p>
38	3	<p>今や日本列島の気候は亜熱帯化している。今迄こんな事初めてという位、あちこちで豪雨に見舞われる。この下之川でも、いつ何時豪雨に見舞われるか解ったもんじゃない。その時は、山を掘りくり返した結果、土砂災害が起こる事間違いなし！ そう云う将来（いや、近々）の事考えているの？！ この意見書は台風18号襲来前に書いたが、18号の被害は道路等、土石流被害が多かった。</p>	<p>本施設では、施設を設置する平坦面を盛土造成するほか、進入路についても盛土（一部切土）造成する計画です。造成に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の地質、土質を十分勘案の上、造成面の地滑り、崩落等を起こさぬよう、法令及び各種基準等を遵守してまいります。 また、降雨時の流量調整を行って洪水発生を防止するとともに、土砂流出を防ぐため、最終処分場等施設整備区域の下流側には、容量10,000m<sup>3</sup>程度の防災調整池を計画しています。</p>
39	10	<p>○高山の地質について 100年前、亜炭層が高山山塊の南麓に広がっているのを採掘していた。 戦時中も、又、採掘を試みたが、層が断裂していて、その上地質が軟弱な為、採算が合わず止めた経緯がある。故に過去に地盤に変動あった事実は、ここを見ても明らかであるから詳しく調べる必要があると考えます。</p>	<p>環境影響評価方法書62ページ及び64ページに示すとおり、対象事業実施区域の表層地質は、火成岩である花崗岩を主体とした領家深成岩です。対象事業実施区域より東側（市道多気下之川線より東側の戸木集落から八手俣川沿いの区域）の表層地質は堆積岩である礫岩・砂岩からなる一志層群下部層です。 亜炭とは石炭の一種で、古い時代の植物化石が堆積し、石炭化する途中にあるものです。対象事業実施区域周辺で亜炭が出土するのは、一志層群下部層からと考えられます。 対象事業実施区域及びその周辺の地質については、来年度実施するボーリング調査及び現地踏査、その他既存資料の解析により、施設設計及び環境影響評価に必要な調査を実施してまいります。</p>

表 7.1-2(27) 住民意見と事業者見解（地形及び地質）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
40	14	建設予定地は、当地でも雨量の多い地域であり、また自然の保水ダム的な構造であるので、地盤及び側面の山の強度などの調査が必要である。 昭和57年8月の台風10号の時、当該地域において、鉄砲水が発生している。	環境影響評価方法書39～42ページに示すとおり、対象事業実施区域の周辺は、日本の平均的な降水量よりも多い地域であることを認識しております。また、対象事業実施区域内の平坦部を構成する崖錐層、沖積層は、現地踏査の結果、軟弱で湿地化していることを把握しております。 今後実施する詳細な地質調査及び環境影響評価の現況調査において、対象事業実施区域の地質、地盤の状況を把握し、台風等の自然災害が発生しやすい状況において、施設の安全性が保たれるよう設計を進めてまいります。
41	15	建設予定地は、津市民の水道水源地であり、推定活断層が500m以内に存在する。それなのに、直下型地震の影響が無いとしているが、発生した場合の汚染状況などの調査が必要である。	現時点での既存資料による調査結果では、対象事業実施区域周辺での活断層は確認されていません。今後、環境影響評価を進める中で、古い断層や破砕帯等の有無を確認し、必要な検討を実施してまいります。
42	31	地震・災害による影響を対象にすべきである。 〈理由〉 ①工事の実施、工作物の存在および供用に際し、常に災害の危険性は日常的に存在する。(通しNo.14)で述べたように、台風、大雨、地震その他災害に対して、当地域が極めてリスクが大きい地域である。 ②県のアセス項目には、明記されていないが、災害が生じた場合、処分場をもたらす影響の多きさや、水源地であることのリスクを考えた場合、最優先で影響評価をすべき項目と考える。	土地の造成に伴って出現する切土法面、人工盛土地盤の安定性については、地形及び地質の項目において予測・評価いたします。 地震・災害による影響検討は、環境影響評価で扱う性質のものではなく、事業計画の中のリスクマネジメントとして扱うものであると考えます。 施設の耐震性能については、土木構造物については各種土木構造に関する設計指針、建築物については建築基準法に準じて検討してまいります。また、豪雨や地震等の災害発生時における最終処分場等施設の運用については、今後、危機管理マニュアル等の策定を検討してまいります。

表 7.1-2(28) 住民意見と事業者見解（陸生植物・陸生動物・生態系）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
43	8	<p>P 5 7 の「環境影響の回避・低減」と云う一文の何ともあいまいな表現は、云わんとしている事を非常に理解し難いものとしている。</p> <p>故に、「もし、希少動植物が発見された場合、市側はどう対処するのか？ 事業は中止するのか？」との質問に対し、(その場合は他所へ移し、保護する。中止はしない)との返答であったが、保護されるべき動・植物はその生育している自然環境の中でこそ生存が可能であって、他に移せば良い、と云うものではない。又、「土地改変面積の最小限化」と云う表現を使っているが、周囲の自然を改変して一部分のみ孤立させては自然と一体化して生存といった条件は望めないから、自然が破壊されたと同じ結果をまねく。この事をどう考えるか？</p>	<p>現地調査の結果、陸生動物については重要な種及び注目すべき生息地が、陸生植物については重要な種及び群落がそれぞれ確認された場合には、予測対象種の生息環境や生育地と事業計画を重ね合わせ、その改変程度を整理し、予測対象種の生息に及ぼす影響の程度を事例の引用若しくは解析により予測を行います。</p> <p>予測の結果、事業の実施により予測対象種の生息生育環境に影響が及ぶとされた場合には、必要に応じて専門家等の助言を得て、まず第一に予測対象種への影響を回避できる(=予測対象種が生息・生育する環境に影響を与えないよう、改変域を変更する)かどうかを検討します。もし、回避が不可能である場合、次善の策として、予測対象種への影響を低減できる(=予測対象種が生息・生育する環境に与える影響をできる限り少なくするよう改変域を変更する)かどうかを検討します。さらに、回避策・低減策のいずれも採用することができない場合、代償措置として移植や代替生息地の創出等の対策を講じることとなります。</p> <p>重要な生物種に対する環境保全対策の検討にあたっては、対象事業実施区域及びその周辺の自然環境との繋がりを重視してまいります。</p>
44	17	<p>陸上動物、陸生植物、水生生物に係る予測手法において、絶滅危惧種などの生息確認が為された場合など、定性的ではなく、具体的な対応の方法などをハッキリさせる必要があります。</p>	<p>生態系項目の予測項目は、環境影響評価方法書 219 ページに示すとおり、工事の実施段階では「重機の稼働、資材の運搬に伴う工車用車両の走行、樹木の伐採・処理、土地の造成、発破、工作物の建設、工車用道路等の建設による影響」、存在及び供用段階では、「造成地の存在、工作物の存在、土地の利用、工作物の供用・稼働、関係車両の走行及び緑化等による影響」を対象としており、ご指摘の影響要因についても予測項目に含んでおります。</p> <p>希少動植物への影響につきましては、「陸生動物」「陸生植物等」「水生生物」の中で、同様の予測項目に対する予測評価を行ってまいります。</p>
45	31	<p>生態系項目に以下のものを入れるべきである。</p> <p>〈理由〉</p> <p>①方法書においての生態系の評価の方法では、土壌改良剤による土壌の改変、コンクリートミキサー車による、セメントの粉塵、軟弱地盤の除去による希少動植物への影響なども、きちんと評価の手法内容に入れるべきである。</p>	<p>生態系項目の予測項目は、環境影響評価方法書 219 ページに示すとおり、工事の実施段階では「重機の稼働、資材の運搬に伴う工車用車両の走行、樹木の伐採・処理、土地の造成、発破、工作物の建設、工車用道路等の建設による影響」、存在及び供用段階では、「造成地の存在、工作物の存在、土地の利用、工作物の供用・稼働、関係車両の走行及び緑化等による影響」を対象としており、ご指摘の影響要因についても予測項目に含んでおります。</p> <p>希少動植物への影響につきましては、「陸生動物」「陸生植物等」「水生生物」の中で、同様の予測項目に対する予測評価を行ってまいります。</p>

表 7.1-2(29) 住民意見と事業者見解（温室効果ガス）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
46	20	<p>運用時のCO<sub>2</sub>の増加に関する調査が必要です。</p> <p>一般道路を通行した場合の調査、この場合は、道路のカーブなどでの減速等によるCO<sub>2</sub>の増加について、数学的方式によって、予測値を計算可能です。</p> <p>一般道路は、バイパス道路が使用出来なくなった場合、使用されると思われるので調査して下さい。</p>	<p>二酸化炭素を含む温室効果ガスは「温室効果ガス」項目において、工作物の稼働・供用及び関係車両の走行による温室効果ガス等の削減効果について予測評価を行います。</p> <p>温室効果ガスの予測は、走行距離と燃料使用量を元に温室効果ガスの排出係数を乗じて求める手法を採用することとしております。</p>
47	31	<p>温室効果ガス項目に以下のものを入れるべきである。</p> <p>〈理由〉</p> <p>①方法書では、重機の稼働及び資材の運搬に伴う工事用車両の走行により、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の温室効果ガスの発生が考えられるものの、使用する台数は少なく、排出量は少ないと考えられる。したがって、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。」とあるが、地球環境保全に極めて、事業を強引に押し切らんがために、あえてはずしたとしか考えられない。</p> <p>②今回の事業経過の中で、もっとも懸念されたことは、大きく3つある。最大の理由は、降雨量の多い、水分を含んだ山に、大規模な土地の改変と巨大な廃棄物の重量を載せることによる災害、次にダム上流の水源り地となっている自然環境豊かな地域への廃棄物から生じる有害物質の水への溶解、そして、最も排出量を多くさせるような運搬をとらなければならないことである。</p> <p>③市街地から40キロも離れた過疎の市境に中間処理施設を持つてくることの合理性は見出せない。迷惑施設を住民が反対しても、人口の少ない地域に持つてきて、住民の声を圧殺するという理由しか考えられない暴挙である。その結果が運搬走行距離を増やし、二酸化炭素排出量を増やす計画になっている。環境保全のために税を余分に使うのであれば理解できるが、災害の危険をもたらす、豊かな生態系を破壊し、さらには温室効果ガスを不必要に増大し、さらに税金の無駄遣いにつながる。従って、絶対に工事の実施および施設の設置、供用とも評価項目には入れるべきである。</p> <p>④中間処理施設の場合、いったん廃棄物を計画地に持ち込み、破碎分別などの後、</p>	<p>一般的に、最終処分場事業において、温室効果ガスの発生量が最も多い要因としては、「浸出水の水処理プラント稼働に伴う電力使用」「破碎選別処理施設、リサイクル施設稼働に伴う電力使用」が挙げられます。</p> <p>本事業では、重機の稼働及び資材の運搬に伴う工事用車両の走行により、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の温室効果ガスの発生が考えられるものの、使用する台数は少なく、排出量は少ないと考えられることから、項目から除外することとし、温室効果ガスに関して影響が大きいと考えられる「土地又は工作物の存在及び供用」時を対象として、予測・評価を行うこととしました。</p>

	<p>リサイクル物質や、他の処分場への運搬に、多くの大型車が稼働する。それは一般廃棄物収集車では代替できず、廃棄物運搬用のコンテナ車か大型ダンプが運搬しなければならない。従って、往復に大型ダンプが長い走行距離を走る排出量を予測、評価しなければならない。</p> <p>⑤しかし、事業者である市は、削減に努力すると応えるのみで具体策を出していない。これはアセスそのものの欠陥を意味するものであり、問題を隠蔽するものである。従って、条例に基づいた詳細な予測評価が必要である。</p>	
--	---	--

表 7.1-2(30) 住民意見と事業者見解 (環境影響評価全般)

通し No.	受付 No.	意見	見解
48	31	<p>対象とする地域の範囲が狭すぎるので、拡大すべきである。動植物など生態系の影響については、下之川全地域まで拡大すべき。</p> <p>①沢を通じて影響を与える八手俣川については、君ヶ野ダムに至るまでの区域の水質と君ヶ野ダムの水質を評価すべき。</p> <p>②計画地周辺の生活環境およびこれまで、計画地から湧き出していた飲料水への影響を水質全般にわたって、評価をすべきである。</p> <p>③搬入路周辺沿道について、上多気地域までとしているが、津市街地からの搬入について、白山町・美杉町地域まで拡大すべきである。</p> <p>〈理由〉 処分場の性格上、多くの周辺住民の生活に影響を与え、不安が増大している。</p>	<p>陸生動物、陸生植物、生態系に対する環境影響が及ぶ範囲としては、関係する沢を取り巻く尾根で囲まれた範囲(小流域)に加え、本事業内容に関連する廃棄物最終処分場をはじめとする各環境影響評価マニュアルにおける環境影響を受ける範囲の記載内容を踏まえた範囲(対象事業実施区域から250mの範囲)の両方を満たす範囲を設定しました。</p> <p>水質に対しては、八手俣川における水質の調査地点は、計画地からの排水が八手俣川と合流する上流側に1地点、下流側に1地点の計2地点を設けております。調査地点を設定した計画地付近から君ヶ野ダムまでの区間においては、本事業に係る工事等を行わないため、本事業による影響は小さいと考え、調査地点は設けておりません。</p> <p>地下水に対しては、環境影響評価方法書202ページに示すとおり、対象事業実施区域内の井戸の分布状況及び水位の観測、最終処分場の周辺4箇所を設置する地下水位観測孔で水質調査を行います。事業による影響評価を行ってまいります。</p> <p>関係車両の走行による大気質、騒音及び振動の影響に対しては、今回の調査対象より以遠の地域においては、主要路線の現況交通量が多く、本施設の稼働に伴い運行する関係車両台数を加えた場合でも、その影響は十分小さいものと考えられるため、環境影響評価方法書に示す調査範囲を設定しました。</p>



表 7.1-2(31) 住民意見と事業者見解（環境影響評価手続き）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
49	16	<p>実施範囲について、処分場は、バイパス道路と一体の物であり、今回の環境アセスに道路建設と八手俣川の環境影響評価の項目に追加すべきである。</p>	<p>本事業にあつては、一般廃棄物最終処分場及び破碎選別処理施設等の施設の設置範囲約33haと市道多気下之川線からの進入道路を、地理的に一体のものとして改変を行うことから、環境影響評価の対象範囲と考えております。</p> <p>（仮称）下之川バイパス道路等の整備事業については、別途事業化を進めており、三重県環境影響評価条例に定める道路事業の規模要件に該当しないことから、環境影響評価を実施する予定はありません。</p> <p>なお、供用時のごみ収集車両等の関係車両は同バイパスを通過することとなるため、大気汚染、騒音及び振動については、適宜予測地点を設定し、関係車両の走行による影響を予測・評価することとしています。</p> <p>また、八手俣川については、工事中の濁水及び供用時の生活排水処理水の流入先となることから、「水質汚濁」及び「水生生物」、「人と自然との触れ合いの活動の場」を対象として環境影響評価を実施します。</p>
50	22	<p>書類を見ましたが、環境アセスということがよくわかりませんでした。しかし、今まで野や山、川にある動植物にやさされて来ました。そういうものにやさしい市政、県政、国政であって欲しいと思います。</p>	<p>本事業で実施する環境影響評価の手続きは、「三重県環境影響評価条例」に基づき進めてまいります。</p> <p>同条例は、開発事業を実施する前に環境への影響を評価したり、事業の実施以後に事後調査を行う手続きを定めることで、その事業を行うときに環境保全への適正な配慮がなされることを確保して、県民の健康で文化的な生活を守ることを目的としています。</p> <p>この手続きを通じて、生活環境、自然環境の保全について十分な配慮を行ない、事業に反映してまいります。</p>
51	22	<p>（方法書に対する住民説明会の際）冊子の配布を受けましたが、事前に頂かないと、頁を追うのが難しいのです。老眼、白内障、etc.、当地ではそれが普通です。今少しの配慮をお願いします。</p>	<p>「三重県環境影響評価条例」の規定にはありませんが、環境影響評価方法書の公告・縦覧にあたり、方法書の関係地域の住民の方々を対象とした説明会を開催しました。その際、参加者には方法書の概要版を配布させていただきました。</p> <p>準備書の公告・縦覧の段階においても、再度、住民説明会を開催いたします。その際には、ご指摘内容を踏まえて、対応について検討してまいります。</p>

表 7.1-2(32) 住民意見と事業者見解（環境影響評価手続き）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
52	29	<p>現時点においては、当該事業並びに関連事業計画が未確定な部分が多く、調査の項目・地点・時期・回数等、予測事項・方法・時点等、評価の手法等、つまり方法書の内容が適切か否かの判断が出来かねます。</p> <p>例えば、八手俣地区に計画されている脇ヶ野バイパスは現時点においてルートが決定していません。</p> <p>新設バイパスの設置工事そのものはアクセス対象外の事業と考えられますが、当該バイパスを走行する予定の新最終処分場関連工事車両による影響については、当該アクセス手続きの中で影響の程度を予測し、評価していかなければなりません。</p> <p>つまり新設バイパスの位置によって、前述した方法書の内容が妥当か否かの判断が変わってきます。</p> <p>従って、現時点は方法書の手続きを行う時期としては尚早と考えられることから、計画が煮詰まり事業計画が概ね明らかになった時点において、改めて当該方法書の手続きを実施して頂くよう、お願い申し上げます。</p>	<p>（仮称）下之川バイパス道路等の新設道路は、供用時のごみ収集車両等が走行することから、環境影響評価方法書182ページ、187ページ及び190ページに示すとおり、大気汚染、騒音、振動の各項目において、供用時の車両走行による影響を予測することとしています。</p>

表 7.1-2(33) 住民意見と事業者見解（環境影響評価手続き）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
53	31	<p>方法書の範囲について、処分場建設に伴う搬入道路拡幅工事と供用時バイパス建設工事と供用時についても、一体事業として、アセスの対象に入れるべきである。</p> <p>〈理由〉</p> <p>①最終処分場は、一日60台の大型車が往復する。また、工事に伴い周辺の山や周辺の沢から八手俣川が、大きく環境の改変をうける。このことも、災害の発生の危険性、生活環境の変化、生態系の激変をもたらすことは明らかであり、搬入ラインの新設・改良工事および処分場稼働による通過大型車が与える影響を一体事業としてアセスメントを行うべきである。</p> <p>②もし、処分場のみ、または、道路事業のみでアセスメントを行ったとしたら、「周辺環境への影響はさほど大きくない」、または「希少種が周辺で生息可能」などの、誤った過小の評価がされたり、事業ありきの「アワズメント」となってしまう危惧がある。</p> <p>③バイパスの事業者が三重県であり、処分場の事業者が津市と別れていても、一体の事業であることは、県民・市民の目から見れば明らかである。</p> <p>④環境基本条例第十四条第3項「前二項に定めるもののほか、県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、環境への負荷の低減を図るための施設の整備等に努めるものとする。」とあり、対象地域は同一であることを認識していただきたい。</p> <p>⑤三重県環境影響評価条例第三条第1項、「県、事業者及び県民は事業の実施前における環境影響評価及び事業の実施以後における事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。」同条第2項「県は、市町に対し、県と協働して前項の環境の保全についての配慮が適正になされるように努めることを求めるものとする。」をぜひ守っていただきたい。</p>	<p>本事業にあつては、一般廃棄物最終処分場及び破碎選別処理施設等の施設の設置範囲約33haと市道多気下之川線からの進入道路を、地理的に一体のものとして改変を行うことから、環境影響評価の対象範囲と考えております。</p> <p>関係車両の走行ルートとして津市が別途事業化を進めている、(仮称)下之川バイパス道路等の建設事業は、2車線道路であることから環境影響評価の対象事業ではありません。</p> <p>(仮称)下之川バイパス道路等の新設道路は、供用時のごみ収集車両等が走行することから、環境影響評価方法書182ページ、187ページ及び190ページに示すとおり、大気汚染、騒音、振動の各項目において、供用時の車両走行による影響を予測することとしています。</p>

## 7.2 方法書に対する方法書関係市町長意見と事業者見解

環境影響評価方法書に対する津市長意見は提出されていない。

### 7.3 方法書に対する知事意見と事業者見解

環境影響評価方法書に対する三重県知事意見及び事業者見解を表 7.3-1 に示す。

表 7.3-1(1) 三重県知事意見及び事業者見解(案) (総括的事項)

三重県知事意見	事業者見解
<p>最終処分場等の施設設計を行う段階で、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、項目及び手法の見直しや追加調査を必要に応じて行い、定量的な予測手法を可能な限り用いて、評価を行うこと。</p>	<p>最終処分場等の施設設計を行う段階で、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法の見直しや追加調査を行うとともに、定量的な予測手法を可能な限り用い、評価を行います。</p>
<p>動植物の調査にあたっては、実施する直前に、地点、時期、期間等が適正であるかどうか、生息・生育特性をふまえた手法であるかどうか等を十分に確認して行い、特に重要な動植物種については、餌となる動植物の状況も含めた生息・生育環境を詳細に把握すること。</p> <p>また、調査の信頼性を確保するために、調査の状況を詳細に記録し、必要に応じて標本又は写真を保管すること。</p>	<p>動植物の調査は、実施する直前に、地点、時期、期間等が適正であるかどうか、生息・生育特性をふまえた手法であるかどうか等を十分に確認して調査を行います。</p> <p>重要な動植物種については、餌となる動植物の状況も含めた生息・生育環境を詳細に把握します。</p> <p>調査の信頼性を確保するために、調査の状況を詳細に記録し、必要に応じて標本又は写真を保管します。</p>
<p>環境保全措置を計画する際には、実行可能な措置であることがわかるように具体的に記載するとともに、その検討した経緯を明らかにし、選択した環境保全措置の不確実性についても明らかにすること。</p>	<p>環境保全措置を計画する際には、実行可能な措置であることがわかるように具体的に記載するとともに、その検討した経緯を明らかにし、選択した環境保全措置の不確実性についても記載いたします。</p>
<p>事業実施区域は、溪流環境及び湿地環境が存在している自然環境であることから、これらの環境の特性を十分に把握できるような調査を行うとともに、環境影響への回避・低減が最大限になされるよう、環境保全措置を計画すること。また、公園緑地の整備にあたっては、自然環境や生態系の保全・再生に資する計画を検討し、計画内容を詳細に環境影響評価準備書で明らかにすること。</p>	<p>事業実施区域の自然環境特性を踏まえ、これらの環境の特性を十分に把握できるような調査を行い、環境影響への回避・低減が最大限になされるよう、予測結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講じてまいります。</p> <p>また、公園緑地にあつては、現状の自然環境を活かした地球温暖化防止及び自然環境や生態系の保全・再生に資する計画を検討し、計画内容の詳細を記載いたします。</p>
<p>住民等の意見に、水道の水源が事業実施区域の下流に存在し、最終処分場の施設の安全性に対する疑問及び懸念があることから、具体的な施設の計画内容及び安全性を詳細に環境影響評価準備書で明らかにすること。</p>	<p>施設の計画内容及び安全性の詳細を記載いたします。</p>

表 7.3-1(2) 三重県知事意見及び事業者見解(案) (個別的事項・大気質)

三重県知事意見	事業者見解(案)
気象の調査は、事業実施区域の状況を正確に把握するとともに、一般環境大気質の調査地点が、関係車両の走行する道路に近接しているため、予測評価の際には、関係車両による大気質への影響がないかどうかについて検討しておくこと。	気象の調査は、事業実施区域の状況を正確に把握するため、1 地点追加して実施いたします。 一般環境大気質の調査結果については、市道を走行する車両による影響がないかどうか検討いたします。
バイパス道路を走行する関係車両の影響についての予測評価は、住宅地等の将来計画の状況を考慮して行うこと。	バイパス道路を走行する関係車両への影響についての予測評価は、住宅地等の将来計画の状況を考慮して行います。
微小粒子状物質に関する大気環境基準が追加されていることから、現地の測定調査を行うとともに、予測手法が確立された時点で予測評価を行うこと。	微小粒子物質 (PM2.5) については、環境基準に従い現地調査を実施いたします。また、予測手法が確立された時点で予測評価を追加実施いたします。

表 7.3-1(3) 三重県知事意見及び事業者見解(案) (個別的事項・騒音・振動・低周波音)

三重県知事意見	事業者見解(案)
予測評価を行うための現地調査は、事業実施区域及びその周辺地域の実態に応じた適切な時期に行うこと。	現地調査は、適切な予測評価をするために事業実施区域及びその周辺地域の実態に応じて、虫の鳴き声等の影響がない春季若しくは晩秋に実施いたします。
最終処分場等の供用後の予測項目に等価騒音レベルを追加し、環境基準との整合性について評価すること。	最終処分場等の供用後の予測項目に等価騒音レベルを追加し、環境基準との整合性について評価いたします。
バイパス道路を走行する関係車両の影響についての予測評価は、住宅地等の将来計画の状況を考慮して行うこと。	バイパス道路を走行する関係車両への影響についての予測評価は、住宅地等の将来計画の状況を考慮して行います。

表 7.3-1(4) 三重県知事意見及び事業者見解(案) (個別的事項・水質)

三重県知事意見	事業者見解(案)
事業実施区域が降雨量の多い地域であることから、防災調整池の規模等を明らかにするとともに、最終処分場等の供用後における降雨時の水の濁りの項目についても影響評価を行うこと。	基本設計の中で検討した防災調整池の構造・機能、設計に係る諸条件について記載します。 最終処分場等の供用後における降雨時の水の濁りの項目についても影響評価を行います。
河川に最終処分場の浸出処理水を放流しない計画になっているが、人の健康被害を防ぐ観点から、事業実施区域周辺の河川及び地下水について環境基準項目の現地調査を行い、その結果を環境影響評価準備書で明らかにすること。	事業実施区域周辺の河川及び地下水については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく水質モニタリング調査を実施いたします。 事業実施前に実施した結果は準備書に掲載いたします。

表 7.3-1(5) 三重県知事意見及び事業者見解(案) (個別的事項・地形及び地質)

三重県知事意見	事業者見解(案)
活断層の存在については既存資料等により調査し、活断層の土地の安定性に及ぼす影響について予測評価を行うこと。	活断層の存在について既存資料等により調査し、活断層による土地の安定性への影響について予測評価を行います。

表 7.3-1(6) 三重県知事意見及び事業者見解(案) (個別的事項・地盤)

三重県知事意見	事業者見解(案)
事業計画では、事業実施区域が軟弱地盤であることを考慮し、最終処分場用地に地下水の集排水管を設置し、地下水を給水用として取水し、積極的に排除することになっていることから、詳細な計画が明らかになった時点で、必要に応じて環境影響評価項目に選定すること。	地下水からの給水計画及び最終処分場用地内の地下水集排水計画が明らかになった時点で、地盤沈下の影響について検討し、必要に応じて環境影響評価項目に選定いたします。

表 7.3-1(7) 三重県知事意見及び事業者見解(案) (個別的事項・陸生植物・動物・生態系)

三重県知事意見	事業者見解(案)
カモシカ、ヤマネ及びオオダイガハラサンショウウオが生息している可能性のあることから、これらに対しても影響評価を行うこと。	カモシカ、ヤマネ及びオオダイガハラサンショウウオが現地調査で確認された場合には、これらに対する影響評価を行います。
事業実施区域内の湿地環境は、土地の改変及び防災調整池の設置により、表流水及び地下水の流動が変化することで、基盤環境が変わる可能性のあることに留意して予測評価を行うこと。	事業実施区域内に存在する湿地環境は、土地の改変及び防災調整池の設置により、表流水及び地下水の流動が変化することによって基盤環境が変化する可能性があることに留意して予測評価を行います。
猛禽類の調査は、事業実施区域及びその周辺に生息している種の営巣期の全行動圏を把握することができる適切な調査地点で、生息環境及び架巢環境が適切に把握できるような期間に調査すること。	猛禽類の調査は、事業実施区域及びその周辺に生息している種の営巣期の全行動圏を把握することができる適切な調査を行うとともに、必要に応じて、生息環境及び営巣環境が適切に把握できるよう調査を行います。

表 7.3-1(7) 三重県知事意見及び事業者見解(案) (個別的事項・歴史的文化的な遺産)

三重県知事意見	事業者見解(案)
事業実施区域周辺には、津市の天然記念物である球状花崗岩が分布していることから、所管の市教育委員会と協議を行い、影響評価を行うこと。	球状花崗岩に十分留意し、調査、予測及び評価を行ってまいります。
隣接の美杉町多気地域には、国指定史跡多気北畠氏城館跡が存在し、貴重な埋蔵文化財包蔵地が広く分布していることから、事業実施区域及び周辺における状況について、所管の市教育委員会と十分な協議を行い、必要に応じて影響評価を行うこと。	事業実施区域及び周辺における埋蔵文化財の状況について、所管の市教育委員会と十分協議を行い、必要に応じて影響評価を行ってまいります。

表 7.3-1(8) 三重県知事意見及び事業者見解(案) (個別的事項・温室効果ガス)

三重県知事意見	事業者見解(案)
建物の省エネルギー化、自然エネルギー導入などの取組みについても計画すること。	建物の省エネルギー化、自然エネルギー導入などの取組みについても計画してまいります。

表 7.3-1(9) 三重県知事意見及び事業者見解(案) (その他)

三重県知事意見	事業者見解(案)
環境影響評価を行うにあたり、専門家から助言・指導を受けた場合には、専門家の意見について具体的に記載するとともに、当該専門家の専門分野及び聴き取りを行った経過を明らかにすること。	環境影響評価を行うにあたり、専門家から助言・指導を受けた場合には、専門家の意見について具体的に記載するとともに、当該専門家の専門分野及び聴き取りを行った経緯を明らかにいたします。